

平成24年度第3回 独立行政法人労働者健康福祉機構契約監視委員会〔概要〕

開催日時	平成24年12月17日（月）13：00～14：30
場 所	労働者健康福祉機構本部 会議室
委 員	田極春美（三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株）主任研究員） 竹内啓博（公認会計士） 海野哲也（独立行政法人労働者健康福祉機構監事） 東海直文（独立行政法人労働者健康福祉機構監事（非常勤））
審議対象	1. 平成24年8月から10月までに締結した競争性のない随意契約の点検・見直しについて 2. 平成24年8月から10月までに締結した一者応札・応募の契約の点検・見直しについて 3. 平成24年4月から10月までに締結した契約のうち2か年度連続一者応札・応募案件に係る点検・見直しについて 4. 平成24年度第4四半期に係る調達予定案件の事前点検
議事概要	1. 担当部局から、審議に当たっての事前説明を行い、委員会における審議方法について了承を得た。 （1）審議対象 ①平成24年8月から10月までに締結した契約338件のうち 競争性のない随意契約であったもの 10件 ②平成24年8月から10月までに締結した契約338件のうち 一者応札・応募であったもの 73件 ③平成24年4月から10月までに締結した契約のうち 2か年度連続一者応札・応募案件 163件 ④平成24年度第4四半期に係る調達予定案件100件のうち 新規案件 99件 ⑤平成24年度第3四半期に係る調達予定案件100件のうち 前回随意契約案件 1件 ※平成24年8月から10月までに締結した契約338件のうち、 255件（338件－83件）については、競争性のある契約のうち、 複数応札及び不落・不調随契である。 （2）選定方法 ①審議案件の選定委員である竹内委員により審議対象別に説明案件を選定 ②竹内委員から選定に際してのポイントの説明（全会一致で了承） （3）選定ポイント イ 競争性のない随意契約については、「随意契約によらざるを得ない」案件を改めて検証する観点から、次の①から③の基準に

	より選定 ①過去の契約監視委員会において「随意契約によらざるを得ない」と判断された契約を除いたもの（調達内容が類似しているものについては代表例を選定） ②コスト削減の余地があるものとして、契約金額が高額なもの ③事前選定の場において、契約案件リストから選定委員により任意に抽出されたもの ロ 一者応札・応募については、一般競争入札の主旨である経済的効果を望める観点から、次の①から③の基準により選定 ①コスト削減の余地があるものとして、契約金額が高額なもの ②落札率が100%又は100%に近いもの ③事前選定の場において、契約案件リストから選定委員により任意に抽出されたもの ハ 2か年度連続一者応札・応募案件については、次の①及び②の基準により選定 ①施設において講ずる措置がないとされた案件の中から選定 ②一者応札・応募に係る点検であることから、上記ロと同様の基準により選定 二 新規調達予定案件については、予定する契約方式が入札（最低価格落札方式）でないものを選定 ホ 調達予定案件のうち前回随意契約であった案件については、改善方策等を審議 2. 審議案件（別紙参照） （1）競争性のない随意契約（2件） ①物品管理システム ②クライストロン（大電力マイクロ波増幅管）修理契約 （2）一者応札・応募（4件【うち③と④は共通案件】） ①渉外対応業務 ②受変電設備更新工事 ③精白米 ④無洗米 （3）2か年度連続一者応札・応募（5件【うち①と②は共通案件】） ①会計窓口業務（銀行業務を含む） ②会計窓口業務（一般） ③超音波骨折治療器賃貸借契約 ④褥瘡対策マット（エアーマット）賃貸借契約 ⑤労災看護専門学校に係る清掃業務委託 （4）新規調達予定案件（契約方式について3件） ①大腸CT検査装置等、公募を予定する3件 （5）調達予定案件のうち前回随意契約案件（1件） ①平成24事業年度財務諸表等作成に伴う退職給付に係る会計諸数値数理計算業務委託
--	--

審議概要	3. 主な審議内容 (○委員 ●担当部局) (1) 競争性のない随意契約 ①物品管理システム ● 新規にシステムを構築する場合と、薬品管理システムの既存サーバーに相乗りする場合を比較検討した上で、コストが安くおさえられる後者を選択したものである。 ○ 本件についてのコスト面の判断は容認できる。ただし、既存システムを活用する場合には、却って保守費用が高額になったり、新たな追加費用が発生する場合もあるので、長期的な視点で比較検討することが大切である。 ○ 物品管理システムによって業務効率化が図られているならば、他の病院に情報提供することが望ましい。 ②クライストロン（大電力マイクロ波増幅管）修理契約 ○ 保守契約の範囲外とのことだが、今回の修理は、滅多に起こらないケースと考えてよい。 ● あまり故障する部品ではなく、一般的に保守に組み込まないと聞いている。そのため、メーカーに在庫も置かれておらず、交換部品も受注生産である。 ○ 本件は、予見しがたい故障であり、緊急避難的に随意契約によらざるを得ないケースであると判断する。 ○ ただし、高額医療機器については、緊急修理が発生しないように、過去の事例も含めて保守内容について十分に検討すべきである。 (2) 一者応札・応募 ①渉外対応業務 ○ 既存契約の保安警備業務では対応できないのか。 ● クレームやトラブル対応は既存契約の保安警備業務には含まれていない。また、暴力沙汰のようなトラブルには警察OBなどでなければ対応困難な業務と思われる。 ○ 病院記載の対策案（保安警備業務と渉外対応業務の一本化）を実施することでよいと思われる。 ○ 今回は契約を急いでいたという事情があるが、次回の契約時は公告期間を長く設定すること。 ②受変電設備更新工事 ○ 14日間の公告期間は、業者側が工事費用を積算し、応札するメリットを判断する期間としては短いと思われる。 本件は、予め計画されていた工事であるから、もっと公告期間を確保すべきであった。
------	---

- 経験・実績は必要であるが、競争参加資格に予定病床数以上の工事実績が必要かどうか疑問。応募要件にもう少し配慮が望まれる。

③精白米

④無洗米

- ③と④は共に「米」の契約であり、選定委員である竹内委員の提案により、共通案件として併せて審議をお願いしたい。
- 米は、他の労災病院でも病院自ら調達するのか。
- 食材の調達も含めて給食業者に委託するのが一般的であるが、一部の病院では食材の調達を別にしている。
- 米の銘柄指定により業者が限定されたのか。
- 指定されていても、取扱業者はたくさんあるかと思われるので近隣病院の契約先など情報収集を指示している。
- 両病院とも、地域の業者について情報収集に努めることとしているので、積極的に実施されたい。

(3) 2か年度連続一者応札・応募

①会計窓口業務（銀行業務を含む）

②会計窓口業務（一般）

- ①と②は共に「会計窓口業務」の契約であり、選定委員である竹内委員の提案により、共通案件として併せて審議をお願いしたい。
- ①では、振り込み等の銀行業務も併せて行っているが、会計窓口業務と別契約にした場合、コストが増加するとともに業務効率の悪化が懸念される。
- 他の病院の状況はどうか。
- この病院のように会計窓口と一体契約となっている例は少ない。有料でメインバンクと別途契約している。
- 銀行が会計窓口と併せて対応してくれるうちはやむを得ない面もあると思われる。ただし、複数年契約を検討されたい。
- ②については、既に複数年契約を導入しているが、病院記載の対策案（入札参加可能である業者の情報を収集し、入札参加を依頼していく。）のとおり実施されたい。

③超音波骨折治療器賃貸借契約

- 資料では、「県内に当該業者のみであるため」とあるが、調べたところ、この機器はアメリカで開発されたものであり、開発業者が、当該業者と日本における販売等の独占契

	約を結んでいる。 ○ 県内のみならず、国内でも販売会社が限られていることから、一者応募となるのもやむを得ないケースである。ただし、複数年契約を検討されたい。 ④褥瘡対策マット（エアーマット）賃貸借契約 ● 他県の労災病院では、それぞれ違う業者と契約していることから、今後、取り扱いが可能な業者が現れれば競争が働いてくると思われる。 ○ 診療報酬改定により、褥瘡対策マットの需要が急速に高まったことから、供給能力のある業者が限定されたおそれがある。 ○ 新たな取扱業者が出てくる可能性もあることから、情報収集を行った上で対応願いたい。 ⑤労災看護専門学校に係る清掃業務委託 ○ 同じ敷地内にある労災病院に入札を委任することを検討するなど将来的に競争が働くよう工夫されたい。 (4) 新規調達予定案件 ①大腸ＣＴ検査装置等、公募を予定する３件 ○ 公募を実施することは妥当と考える。 (5) 調達予定案件のうち前回随意契約案件 ①平成２４事業年度財務諸表等作成に伴う退職給付に係る会計諸数値数理計算業務委託 ○ 随意契約によらざるを得ないものと判断する。 以上
--	---